

令和6年度相良村における障害者就労施設等からの物品調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本村のすべての機関が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達目標

調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等の令和6年度における調達目標については、前年度実績を上回ることを目標とする。

5 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、村ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、毎年度取りまとめ村ホームページ等により公表する。

7 その他

- (1) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を各課に積極的に提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品等については、引き続き当該障害者就労施設等から調達を行うよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2の規定による随意契約を積極的に活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。